丈雑記

1
210.09
I521t
(W)
189

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

210.09 I521t

伊勢平蔵貞丈先生著述

貞丈雑記

第一帙

東都書林　文溪堂發行

東都大傳馬第二街文溪堂之記

國立國會圖書館藏書

貞丈雑記序

2535

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t

ガラス使用

天保辛卯六月晉城僊書

貞丈雑記序

抑日の安齋先生武家故實の有識なる
こゝかあまねく世人の知るところなれい
ふとゝもこゝろくゝ帥も著述
ありしかれとの書もその年よ
し書ゐ先生あ年平有九ヶ月ニ
筆をおこされ生涯の多紀也かねて
より其のさまは聞ゐ汔ども文ゐ曰
し雑記ゐ我ゐ孫家伝の古書ゐとゝ傳ゐ

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』 請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

貞丈雜記

惣目録

卷之一
禮法之部
祝儀之部
卷之二
人品之部
人物之部
人名之部

国立国会図書館　タイトル『貞丈雜記』 請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

巻之三
小袖之部
烏帽子之部
巻之四
役名之部
官位之部
巻之五
裝束之部
巻之六
飲食之部
巻之七
膳部之部
酒盃之部
輿之部
巻之八
調度之部
巻之九
書札之部
進物之部
巻十
雜記一

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』 請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

弓矢之部
卷之十一
武具之部
卷之十二
刀劒之部
卷之十三
馬之部
馬具之部
卷之十四
家作之部
座鋪飾之部
紙類之部
皮類之部
卷之十五
鳥目之部
鷹之部
物數之部
言語之部
卷之十六
神佛之部
雜記一

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』 請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

諸結之部
凶事之部
雜事之部
書籍之部
惣目録終

禮法之部目録

一天下禮法之事
一禮節之事
一扇を物を戴
一扇の扱古今相違
一進退
一蹲踞
一左膝立ル故實
一伊勢流之事
一扇之法
一扇を笏は取
ざる事と云事
一式退
一送足
一古ハ禮を專とも

国立国会図書館　タイトル『貞丈雜記』 請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

一足あるの禮あり
一勝行
一武家禮法乃書の事
一目禮
一つめ弁ふき之事
一三足乃器
一細川流之事
一ぶちつけもの事
一手厩斗之事
一役ヨ従ふ時禮あり
一つんげの事
一行列鑓長刀の事
一陪臣猿樂御目見
一平伏
一せめる馬ヨ禮あり
一庭上乃禮
一禮儀指南
一大名の肉乃者
一猿樂田樂御目見
一皆乃禮
一三儀一統乃事
一諸禮ヨ云事
一書札禮之事
一諸禮家之事
一習禮
一故實ヨ云事
一御成ヨ云事
一物乃喰様之事
一拍手事
一天のさの手
一腰巻取扱
一左右膝立居乃事
祝儀之部目録
一祝ヨ云事
一婚禮悪魔ちがひの事
一婚禮輿舁出事
一三ツ目の餅之事
一床盃之事
一祝儀進物之事

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

一四の字を忌む事
一たのみ之事
一元服之事
一女乃元服之事
一髪置之事
一男子髪置
一袴着之事 二ヶ条
一鉄醤附そめ之事

一結納之事
一椀飯之事 四ヶ条
一公家衆元服之事
一ねのひき之事
一かり元服之事
一帯おび祝
一女乃袴着

貞丈雑記巻之一

禮法之部

一天下の禮法ハ上古ハ天子より定め出させ玉ひて天下の人々弘禮法を守りし也鎌倉将軍頼朝公より武家乃威勢強く公家武家と二つに成りて公家ハ公家の礼法を守り武家ハ武家の礼法あり京都将軍義滿公の時よりて弥武家の禮法盛に成りて公家の外地下(ゲ)の者こ

伊勢貞友
同 千賀春城
校 岡田光大
門人

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

とぐ〳〵武家の礼法をもるゝまでもなし我先祖伊勢
守八代〳〵京都将軍の政所職(マンドコロシキ)をうけ給りし御前奉行を兼勤
をり〳〵将軍家殿中の禮儀作法ハ皆伊勢もの司(ツカサ)ごとくの
事にうべ将軍家禮法の記録多く傳りしが應仁の乱に多く焼(ヤケ)
失(ウセ)たりさはいへども夫より後の書ども家〻傳へてあるにより
て京都将軍の礼法乃家と世もてもてはやす人伊勢流と人乃名
付(ツケ)ふ事よりおこりたる也

一我家ハ傳へ来る所の礼法ハ実ハ京都将軍の代家風なる
ものにて源義(ヨシ)をはじめ代〻将軍の代に足利流(アシカヾリウ)といふべき事也
とも世上ハ其本始(モトハジメ)をしらずして伊勢流とのみ云也

一禮節(レイセツ)と云事ハ其人〻〻〻

扇蝙蝠あど宮中ヨリ
おりゐるうし〳〵
依て今世とそなえ
人の為く出るものハ
さ〳〵ぢわるき上古
の処実ヲ叶へり

よまくて退てこのもある百配膳（ハイゼン）おさ〳〵てもも不苦也ちそ
ど世百今ハ法めめ〳〵きぬるものあ
ち人へ糸ル也とあり裏表と定ハふ
うる触也軍陣（グンヂン）の時ハ表ヲ日輪（ニチリン）を書うる扇ハ日輪を悼
りてうふ物をもも也

一扇ヲ物を裁（ソヒ）て人ヲをいる蜈川（ニナカハキ）記ニ云扇ヲ物をまへいてを
上ル時うふますへ表よまへいうめを実人の方へおー
ル表裏表ヲ定りいてハあふル藤の図（メ）の方を我指いて先を

一扇を志やくよそもとそる公家ヨてハ禮俊をロ〳〵て物かヤ
さる時ハ左右のあて笏を指てそむきのまん中の通り

笏ハ身ノ真中ニ有ルヤウニ指テ我身ノヒズミヲ直スベキ為ノ定矩ナリ又君ノ仰ヲ忘レヌ為ニ書キ付テ我美閣スヘキ事ヲ書セ仕スル支モアリシ也笏紙トテ右ノ書付ノ紙ノ押シヤウ公家ニ習アリトヲ江家次第トゝ書ニモ見タリ

小指て禮俊をヨさる也是禮之我家ハ笏故指ざる扇を
笏のめくよ指て礼俊をヨの古のれ也年中諸大名れ成
記ニ云扇をうびよ為ヨ不指を意俊あづ近代め式有
来れる不及を非勉志やくの代のおせ
ハ法尉の時ヨもつそうまよ指て
限りの前へ指笏為ヨ美悟せり腰ヨさ〳〵て更よ自由（レコウクハニ）緩
急（タイ）の俊よ非を我とそ以前ヨて
云〳〵曽我物語巻いこ云扇志やくに
の十南夜以入のよ〳〵父ヨそいもの
よ〳〵ひでうふ〳〵ふべうふざる也

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

は扇あふぐよし云あれしてそこゝに云事なれど
正しく謹で物ゝ附のみの也古の禮也 宇治拾遺物語巻五に云饗もみさ
なのあとおとそうこゝとすべうもなきがうちくる白きうり
あるきこうりをいれる袋とおぼしきものゝ出されこゝに
まうりうり又巻十に云刑部禄とりて厨官びん引げて白張をしりうちかけて扇をつかひ
ねりあるき袴きうるがいとゝおかしくすゝ
すゝうち

一扇を美人の前へ腰をかゞめて出すは
美人に物語などするに扇を翳すなどのあり陪膳
する人は扇をすゞし酌(シヤク)をする人は扇をさゝげ
酌盃(シヤクハイ)紀などもまた美人の前にて扇つかふべからざるなり
傍書ふるにも扇をひきつかふ事勝手

一するは善礼とあれど但世上の人々は一統に扇を用ひ
むきがちにて何ぞ古人の変あり世の風俗のうつりくる
古実あれども困られぬ時は古人の例を引世上の風俗に
一ぱいするとそこゝ引俗の也礼の字を
はぶくとそこゝ礼法と書く誤の字故也川ひとよめども誤乃
字は元来ある字也俗の作り字也

一ふるものゝひとそこゝは進退(シンタイ)の二字也君の前
をとそこゝ立あるまひとも立居ふるまひとも
人と食物をくらふ(食)をくらふもの也
人は食物をくらふするをばまねてあしと
人の前にてくらふもよもあらじ又あるべき也

一人は對（タイ）して多くひは礼をする故旧記は多辞（レキタイ）とあり又式辞（シキタイ）とあり多辞も式辞も文字よく似（ニ）しき也式は法也退（タイ）は辞退（ジタイ）して人を先（サキ）よこして我はあとより退（シリゾ）く心ある故式退と云也式退と云ものを今はまぎらはしき方（ガタ）も似る也云々おとりきと云詞も同（オナ）じ

宗五一冊秘書と云礼儀の事をまとめ三度迄は云子細それ〳〵くりて報謝（ラウセキ）也又人唐記（ニンタウキ）と云物（モノ）

一踏居（リンキヨ）と云ふ人の御前を通るとき其ところをはくだひ後

法（ホウ）をして通るものを云踏居と書（カク）ものも也今は中礼又通りれいなどゝ云人あり

一今時貴人の御前（オンマヘ）に集る時送（ヲクリ）て通（トヲ）るとゝ云ひをする人あり平（ヒラ）ぐひは太刀同緑又盃を外（ホカ）何（ナニ）もそなへ持（モチ）て来（キ）る時以前（レキ）は畏（カシコ）まり歩（アユ）み来（キ）て座（カタ）を定（サダ）めて畏（カシコ）まり座を越（コエ）てうしろへ引（ヒ）てふるまひ終（ヲハ）りて警固（ケイコ）して取（トリ）次（ツギ）者（モノ）に申（モウ）し渡（ワタ）す人有（アル）

古（イニシヘ）はあきらかに迎（ムカヘ）来（キ）のやり事（ゴト）と有（アル）の方（カタ）を見（ミ）ながら上（アガ）りて跪（ヒザマヅ）く礼（レイ）は見（ミ）ぬ様（ヤウ）にして人のまねをせぬぐうす古法（コホウ）には御座際（ござきは）

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

ずそこに行くひざまづく跡のある石を物を拾て集る也法をさづけ祖のある石を置くそこに立也

一方は其人の物前は羽根（ハネ）をもつは右のひざを立ある也そこに座くる也宗五一冊秘書よる人々お伴（トモバン）の事其人の前もつくひざを左の方を立てあるべくまうけ物の時は右のひざを立ていうくる也

元服あるくべくそこに左のひざを立多くは座する時其人の前もつくひざまづく時は右のひざをつく也

奈良（ナラ）関書酌（シャク）義祝等あり今の世もそれにいうくる也

其礼の極る也右ひざを立ていうくる也

一方は勇（イサ）める人は行あひ又は人の犬遣物（イヌヤブサメカケモノ）笠懸（カサカケ）なぬ

所多大的小的あり射（イ）る時場（バ）不迫（セマ）き通る時又は野山あり暴（アラ）あり打（ウチ）払（ハラ）ふせくるもあくる時又は神社仏閣（ジンジャブッカク）の前を通る時又は川（カワ）がり（ガリ）鷺（サギ）物（モノ）あり人の居（イ）る前を通る時又遠慮（エンリョ）三職（サンショク）あり門前を通る時又は川がり鷺物あり人の居る前を通る時又は我前（ワレマエ）を人あり共必下馬して通る也下馬をせざる時は向の人より使をもつてそれをいくつ礼をいくつ也人のせめてをする和（ワ）下（オ）るくて通る法也せまるまは礼儀（レイギ）あくつとうの古法（コホウ）をするせる人は人々礼義はせぎこ宗（シュウ）打（ウチ）ふれるあす是（コレ）の礼義今は絶（タエ）て初（ソモソモ）人あり一方は礼を物（モノハラ）ふくる也

一雑記(ザフキ)あるハ礼儀あり一人の客ニ逢る時あるハ逢ハぬ事あり其ハ客ニ逢ハぬ事を考(カンガ)ふる事あり其人の為ニ逢ハぬ事あるハ第一(ダイイチ)の障碍(サワリ)あるを逢ハぬ事ハ無(ナキ)也

一尋常(ジンジヤウ)ニ逢ハぬ事あるハ別而(ベツシテ)礼儀(レイギ)ある人ニハ逢ハぬ事ハ無(ナキ)也

一膝行(シツカウ)ニ及(オヨ)ぶ事あるハ其人の前へ進(スヽ)ミ出(イヅ)る事あるハ退(シリゾ)く事あり其人より退(シリゾ)く事ハ無(ナキ)也

膝行三度事至海云
安元二年三月廿五
日酉刻着束帯膝行
三度先左次右次左
合三膝但敬末引
脊右膝脊左膝也

一古ハ式正(シキシヤウ)の行列(ギヤウレツ)ハ親長刀(ヲヤナガタチ)の数(カズ)持(モタ)せ一人ハ旅行(リヨカウ)ニも

公方様ニハ長刀を指
せらるゝ也私ニハ指
せざる也

つゝしひ手紙つゝしみ参りまゐらせ又ハつゝしみ退(シリゾ)く也ニテ

三尺(サンジヤク)ニ尺(シヤク)ニ進(スヽ)ミ也退(シリゾ)く時も同(オナジ)

右膝次左膝調唉同所次進左膝次突調右也達卒敬奕叔二曰壽永二年四月八日灌佛膝行三度注先右次左次右相均落居也新注奔官拠云膝行者一説ニ付膝於叔敷天引進是常事也

の時ハ指せ一也信長秀吉(ヒデヨシ)の時代より常ニ持(モタ)せ成

ゟゝそ寛文(クハンブン)年中の比迄ハ指(ヤリモチ)ての外(ホカ)の儀也ハ指(ヤリモチ)ての口(クチ)ニ立(タテ)あるもの数途中(トチウ)ニ於て礼(レイ)を云(イヒ)あるハ皆ほんの物語也近年ハ立(タテ)ゟゝ礼(レイ)ニ云(イヒ)あるを以(モツテ)する也下部(シモベ)の指(ヤリモチ)すの心(ココロ)ニ而(シテ)ハ無(ナキ)也

一義備公定(サダメ)ゟゝし武家礼法の書ハ庭訓(テイキン)の礼(レイ)ハ

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

うせーと也道照(タウセウ)愚草(グサウ)よ云(いふ)敵中(てきちう)へ礼帋(れいし)遣(つかは)す人(ひと)宣(のたま)ふ事(こと)
伊勢(いせ)へ勅使(ちよくし)の発向(はつかう)の前(まへ)の祭(まつり)の事(こと)順記(じゅんき)へ
勿論(もちろん)昔(むかし)よりかゝる法(ほう)度(と)隆(たか)き野(の)へ定(さだ)まる法(ほう)例(れい)ハ
廉苑院(れんゑんいん)殿(どの)の御代(みよ)へ修理(しゅり)職(しき)に定(さだ)まる御物(ごもつ)敵中(てきちう)不
出(いで)の御式目(ごしきもく)ハ應仁(おうにん)一乱(いちらん)より紛失(ふんしつ)云(いふ)々(〳〵)
伊勢下総守(いせしもふさのかみ)貞(さだ)仍(より)より貞遠(さだとを)迄(まで)三代(さんだい)の間(あひだ)
之(これ)を記(しる)す。伊勢右京亮(いせうきやうのすけ)貞(さだ)
京都将軍家(きやうとしやうぐんけ)へ諸家(しよか)の陪臣(ばいしん)猿楽(さるがく)田楽(でんがく)等(とう)御目(おめ)見(みえ)の時(とき)
御敵(おんてき)へ上(あが)る事(こと)ハ御対面所(ごたいめんしよ)ハ庭(にわ)の白砂(しらすな)ふむ
ことなり。御同(ごどう)ようまつ也(なり)東山殿(ひがしやまどの)御(ご)年中行事(ねんぢうぎやうじ)年中恒(ねんぢうこう)
例記(れいき)あるを見(み)て知(しる)べし
一京都将軍家へ諸家の陪臣猿楽田楽等御目見の時
御敵へ上る事ハ御対面所ハ庭の白砂ふむ
ことなり。御同ようまつ也東山殿御年中行事年中恒
例記あるを見て知べし

三中尸傳云大外記
大夫遇大目下車平伏

一平伏(へいふく)と云(いふ)ハ面(おもて)をつき頭(かしら)をさげ礼(れい)をする也
達享敬実抜云平伏作法事長観二年二月十七日初参入之間予平伏令居定給之後予又居直云〻
卿右大目被参入之間予平伏令居定給之後予又居直云〻

一法兄(ほうけい)ぶきと云(いふ)ハひざまづきて礼(れい)をする事(こと)也(なり)其(その)人(ひと)の位(くらゐ)前(まへ)へ膳(ぜん)
をもつて出(いだ)す外(ほか)何(なに)もなし扨(さて)膳(ぜん)を引(ひき)て退(しりぞ)く時(とき)立(たつ)前(まへ)左(ひだり)
右(みぎ)へきまりてなし扨立(さてたつ)つゝきまりて也揖(ゆう)
と云(いふ)ハ今川大草紙云(いまがはおほくさしいふ)ハ礼(れい)紙(し)を事(こと)扨(さて)を引(ひき)て
両手(りやうて)をつゝむ事(こと)をいふ物(もの)の出(いだ)る時(とき)
ハ両手(りやうて)をつゝむ也又(また)もつて左(ひだり)へ物(もの)の出(いだ)る也云(いふ)〻
一せもつるまハれ候(そうら)ハ対(たい)して不(ず)する物(もの)

雑記一
八

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

也人のてせもるあそうをてる也
通る也せもる人ハてるせず
そうふ也奉(カヽゴ)書(ショ)記(キ)を外旧記ようくそうを古(イニ)
あり今時ハそうものあるくそ一度ハ
一二号の総ハ号一ツ人の方へむそる也
もあるお左ふ所をおくそ号をそ科(リヤウ)簡(ケン)
家ノ上床ノ前ニ
五クハ足一ツ下座
ヘ向レハ足一ツ客
入ノ方向フ五ム
ノ左右ニ五クハ足
一ツ座ム中ヘ向
レハ客人ニ向フ
下座ニヲクハ上
座ヘ足一ツ向レ
ハ客人ニ向フ

右墨引ノ如ク足一ツム々ヘレ

右ハ座補ふ要也二号ハ委(コマ)燈物人ハ渡ニ号ノ
盃ム有そ人の前ニ号ハ足一ツ人の前ニもけ也
一庭上の礼又ハ座の礼そ事旧記ふあり号ハ客
座ヲそ送ル也
一武家の故実ふ細川流そ流儀ふあり細川殿の私の家風
人ヲそ対面ふの座へ入そ座ヲ
也実人ヲハ縁ヲ知りそ座ヲ
条々関書ハ云ふ方極そ禁裏
だん一枚そい管領の御毋より云方極そ系い折紙大

小笠原ハ弓馬ノ家室町将軍ノ師範也そるノ事ハ小笠原ヲ本トス座ム々ノ進退酌ハイセンえ服婚礼ノ法式ハ微家ノ私ノ家風也将軍ノ家法ヲ傳ヘタルニハアラズ細川流ナドヽ云モ皆私ノ家風ナ

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

ルベレ公方ノ礼法ニハアラス

るだん〳〵一枚ずゝ又細川殿より上の間縁同前彼
ハ一人より跡より氏ゝ又三階具足あくてかきつて出ル中畳
細川殿斗一人〳〵ゝ指南ゝ申ゝ
一人ゝ礼儀作法ゝ指南する者ハ武
即ちすべて我ゝ多不禮不義ゝ〳〵人乃指南ハ叶へゝ
ゝ伊勢ゝ代ゝ家法あり
一賊き者ゝ〳〵貴人ゝおゝめぐゝや
あき人也ゝおゝめる者ありゝ
ゝゝ川ゝ者ゝ実人ゝ
也我慾得の為ゝやまゝ

ゝゝ也武士のゝゝ事ありゝ
ぶひあすれ也
一大名の内乃者 公方殿御家
ゝやゝふハあすゝ 公方
る者也我ゝ大禄ゝゝる大名の内の者ゞ小禄ゝ
公方殿御家ゝゝハあゞどりゝやゝぐる公儀ゝ
ゝぐるゝゝハ者也御馬御鞭(エ)ゝ
れて會釈(シヤク)ゝゝ公方の御人ゝゞ
御ゝ事也又御家ゝゝ
大名ゝ内の者ゞゝ

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

八公方の御威勢を知らず道理を
しらざる也能々ここを
しるべし
一今時男女ともに用ゆる時服をもし
京都ニテハ口祝ト
江戸ニテノ手ノ
シノ事也
彼(カレ)も侍也我も侍なれば必ずこれ
なくてかなはず
一今時男女ともに二方よの一蛇を
まとひ帯を結ぶの一蛇を三つ計
ゆるの一蛇を男女ともにかくの
ごとくに着るの今の世のあや
り也古きもの一筋ゆるやかに
ゆるやかに着るの事也
一古京都将軍へ諸大名より家屋并猿楽田楽等御目見の
時は御対面の座をかこみ海(ニ)て饗応同じ也此事東
山殿年中行事ヲ次記録殿中ヲ次記等ニ委シクシルス

一役をまぬがるゝ時は礼あり
一ありく時は礼あり多くは酌(シャク)を勤むる
銚子(テウシ)を指陰膳(インゼン)を据る膳を指ずと云也
一時の礼方
あるときありく時は踏舞(フンキヨ)の礼をする
一酌(シヤク)の礼方車古の人にあふて乗る
る也馬上皆よりふ皆也男女ともに行あひて下
時ふりあげず皆をぬぎて礼をする
らす人は前にて礼仮(カリ)に下りする時は
也此の古記をそこなふ又高忠関書よりかく皆乃

皆ノ部武具ノ部ニ
見タリ

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

れ云ハ田樂猿樂ハ云ハ
る時ハ下のかみ
事あり先ハ
まれる法よハあるすれ
云てもかくのごとくあれバ云ニテ
云、常ハ猿樂田樂ハ下ゟ出ル事ハ
（ロクサンイン）
一鹿苑院義滿將軍ゟ御代小笠原安藝助長秀今川左
京大夫氏頼伊勢武藏守滿忠（或ハ滿
の礼法の書ハ多ク見定ゟ書ゟ家ゟ法集三儀一
統大双紙ゟ号ゟ世の人愛ゟ
ゟ云書ハ此事ハ
（イヌヅカ）
犬塚ハ傳也右の氏頼滿忠

又滿忠
ゟ云
一ゟ家ゟの系圖ハ長秀ゟ小笠原の系圖ハ
長秀一人の私の覺書ハ
加ゟ三家のゟ
ゟ也
ゟ名ハ當家ゟ法集也ゟ書の一流將軍の作ゟ
承ゟ書ゟ物ゟハ
法の書ハ
又南朝記傳ゟ云書ハ義持將軍の少代
原長秀今川範忠伊勢貞行ハ作ゟ武家の礼式ゟ
定ゟあり
小笠原の家傳ハ三人の名ハ
雜記一

三家の人礼式を定るといふの信用しがたし別して三儀一統雑(ゾウ)といふ書は委(クワ)しく記(シル)せる也

一諸禮(レイ)といふ事紀近代いひふるしたる歟(カ)の礼あつて予馬の禮庭訓(テイクン)の礼書れの礼鞠(マリ)の礼鹿丁(オウテウ)方の礼誉(タカ)の礼柔の礼香の礼其外諸道の礼を載る也諸礼を挿れども也如此事歌連歌(レンガ)茶の湯(ユ)立ふるまひの礼あり諸事也公家よハ公家の礼あり武家よハ武家の礼あり一人も諸家諸藝の礼を付て其道に依て礼儀ハ別つて定めぞと又別つて定めぞ人ゝ指南(シナン)をもとめ其家ゝ礼儀ハ各其家ゝ礼儀ハ別つて定めぞ人ゝ指南

礼節こゝろ也今の世は風俗よ
べきよあゝずゝ私のれいは公儀より改
也私よ皃形をくふべくすゝ又書れ
今私よ此ごゝ
一今は世よは江戸ゟ諸礼共とくふ
まて人よ指南する也そ古礼は小笠原
ほよ小池基ゝ逸貞成ゝ云者あり
て彼流儀を習い修ゝて才子数
茂ゝ云ふ久也ゝ云ふ久也
也ゝくふ者あり後よト也ゝ号ス
元祀

常憲院様の若君 徳松様御誕生の御祝あり
髪をは堀田對馬守正英献上ゝべき
ゟの水鴛よ命ゝて御白髪を調へさせ献上ゟ
久り式事よりゝて世上よ名高ゝ
しゝし也式水鴛ゝ云ふは小笠原家ゟ
ゟゝし出ゝて指南ゟゝそれ
乃又才子ゝ修ゝ迎面ゝ思ひゝよ
て世よさゝ如ゟすよりて今は
ゟ皆一揆あゝず皆古実ゟ失ひゟる
勝あゞゟゟゟる振ゝ修りゟる

学文シテ和漢ノ古書ヲ見タル人ハ偽リ事ヲ信用スル事ゟゝ水鴛流ナドヲ信用スル人ゝハ皆無学文盲ナルガ故ナリ

雑記一

十四

奇哉親基日記寛正六年八月十一日石清水八幡宮放生會上卿御習礼於南所有之

一 習禮（シウライ）ト云ハ古川ケ方ヲ習フ事也古今著聞集建長六年橋南哀ト云人ノ作也 巻三公事ヲ部ニ云後多羽院ヒソカニ大内ヘ出幸アリケリ白馬節會乃習礼（アヲムマノセチヱ）有ケリ将軍御元服記ト云御習禮以下毎事摂政家二條殿被指南申（サヽ）ケリ

一 故實トイフ事言語之部ニ記ス

一 天子の御出を行幸（ギヤウカウ）と云院ノ御出を御幸（ゴカウ）と云院ハ天子ノ御陽居ナリ行幸も以幸也すべてみゆきと云将軍ヲ以出を御成と云御成と書くるハ室町殿の比よりの事ニ鎌倉幕

そくくて笑ふへき事多く小笠原家ニハさそ迷惑（メイワク）あるべく今ハ世ニ弘まりもてなす諸大名おほもつれ水鳥流を用るものかなり多宝物をもつ人ハ物ニ心ハする事也ニもかゝき事ありとも人の為ニあしかるべくや我れ一人の物（もの）ニ成る物猥（みだり）ニ云がゝしある人水鳥の伝書を不相当ニ借てそれをかこそ書の事ニ奥書あり如左

右何ニの書ニ古キ事新キ事文会ニ初學為（タメ）門弟（モンテイ）綴（つゞり）ニ而深ク令秘（ヒ）早後学可（ベ）為（シ）改（アラタム）予（ワレ）非（ヒ）著也穴賢

年号月日

水鳥ト也 元成

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

の比ハ御行ト書多リ東鑑巻十一建久二年辛亥八月六日壬午御移徙之後有御行始之儀云〻御行ヲ以テ事ありきも也御ありきの字を畧して有りとも也御ノ字をおんと多くて云ハ音のうりふてありをうりとも也ハありとも成ト字を書ける也

一物の忩据ゑつゐの事古事談徳大寺大饗ニ宇治左府令向給之時如法令食給ヲ〻事畢之後別足之食據見習ハントテ人〻群寄見ケレハ細目ヨリハ上ヲスコシツケテ切タリケルヲカゞマリタル方ヲ一口令食給タリケリト見タリ

大饗トハ大臣ノ大饗トテ大臣ニ任セラレタル人其祝ニ數多ノ客人ヲ招テ饗應セラルヽ事ト云其時ノ正客ヲ尊者ト云尊者ハ必大臣タル人来リタマフ也其日鷹飼トモアマタ鷹ヲスエテ客人ノ在座歟ノ庭ノ前ヲ渡ルナリ是ハ客人食料ノタメニ鳥ヲ取ラスル由ヲスル也鷲ノ鳥ト云ハ雉ナリサレバ大饗ニハ必雉ノヤキトリヲ出スナリ別足トハ雉ノ股ノ一也細目トハ鳥ノ足ノ骨ノ節ノカヾマリタル方トハ足ノ節ノカヾマリタル方ノ上ヲ云ヘシ右ハ宇治左大臣殿ノ雉の焼ものを食ひ給ひやうを父習ハントテ大勢の人〻むらがりよりあつまりしものを故実を大事と学ひ給ひしを思ひやり考へしる公家乃故実也武家ふも物の食様あごの仕付方あるも左の類也

一拍手事（ウッテヲ）拍手ヲカレハデト云習セリ拍手ヘ柏手ナリ柏字木ノ誤テヲニレタル也雅記一

神代ヨリ伝リ日本上古の

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

禮也人ヲ遠時先ツ多ク拝ム礼ト云ヒ後代ハ拝ヲ
礼ト云ヒ行ハレヌ然ル今モ神前ヲ向テハ多ク拝
ヲ拍ヲスル也是モ我国ノ古礼ナル故神前ニテハ
ヲ拍リ也（礼拍ヲノヲ神佛ノ祢ニ記ス見合シ）

一天乃さかほこ川と云ヒ日本記并伊勢物語等ニ見
ヘテ天ノ祢ノ事ハ皆天ヲ云ヒ地ヲ云ニさかほこヲ
代ノ礼ヲモハ天ノさかほこヲ以テ礼ヲ拍ヲ進ム
ヲさかほこト云人ノ前ヘ進テ拍ヲ退ク礼也
見ルノ礼也退ク時モ又多ク拍ヲ退ク礼也
アマノサカテノヲアマヲ海人ノ事ト云説アリサカテトハ海波ヲカキワクルヲ十ト、モ
云色ニサカ〳〵ノ祢説ナリ〳〵ク用ヘカラズ逆（サカ）ヲト云説モ不用之逆（サカ）手トテウシロヂニ手ヲ

ウチテ人ヲ呪咀ナドヲスルヲト云ハ伊勢物語ノ内又二合フヤウニ作リ
タル説十リ是ヒガコト十リ用ヘカラス

一女中衆配膳酌等ヲ時腰巻取扱ヒ事 武雑記（伊勢下總守貞丈ガ記也）
云（女中ノ一ノ）女房衆ノ酒ノ事腰巻ヲ
盃ノ蓋ト腰巻ヲ云ヒ汚ヌヲ
（尻ヒザ立ヒザウキ立ヘキカヘ立フセシテイザリ御酌スルヲ立ウチナシ）
ざり寄物ヨヲ〳〵ト云ヒ也ト云ヒ又女房ヲ酌ヲスヲ
（ヤサシク御酌ヲシテ上ゲヘシトヲヲ）
〳〵ヲ指立ル事ヲ〳〵唯ノヲヲ
酒ノ肴ハ何ニテモ物ヨク取ノヲヲ物ヨク
女中衆ノ配膳ハ酌等ハ皆立テ物ノ取扱ヲ重ヲホシ〳〵ヲヲ
物ノ取扱ヲ又腰ヲヲ時ノ取扱ヲ重ヲホシ〳〵ノ習ハ
右ヲ以テ〳〵ヲ以テ〳〵ヲ以テ〳〵ヲ

雑記一

十七

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

此拜先右足屈御前方欤

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t

ガラス使用

又ハ何ノ云ル腰巻ヲ
こそせ欤掛ヘ糸ヲそぐ付
ヲちゝ垂ベ〳〵

一左右膝立居之事大和守積奥傳ニ京極宮諸大夫滋野井殿同說起居ノ時
右ノ膝ヨリ立ハ懐中ノ扇帖紙ヲ不落タメ也左膝ヨ
リ突モ其心得也然レ共尊者ノ側ニテハ尊者ノ方ノ
膝ヲ先ニ突テ起時ハ後ニスヘシ其證九條殿年中行事
ニ見ヘタリ江家次第ニモアリ江家次第内弁細記云次
向乾再拜先突右膝次起時左膝為先九條殿記云
凡拜時先突左膝是為令懐中扇帖紙不落也然而

祝儀之部

置鳥置雛ノ事未ニアリ

一祝(イハヒ)ごと八神を祭(マツ)る事也元服婚禮之外の祝ひ
公方様大名ゟ御成の時も二重折(ニヂウヲリ)ヲキ鯉(コイ)魚鳥(トリ)雉子(キヂ)など
祝儀物(シウギモツ)を遣ゝ神へ供(ソナ)へ物(モツ)を客人(キヤクジン)へ出(イダ)す
膳部のかざり物ゟ万(ヨロヅ)に祝ひあやかり也元服(ゲンブク)
成(なり)ぞめ八軍神を祭り婚礼(コンレイ)八伊弉諾尊(イザナキノミコト)伊弉冉尊(イザナミノミコト)
を祭りてこれ水神を祭りて外(ほか)に信(しん)ずる神
うぶすな氏神をまつるなり
孫繁昌(マゴハンジヤウ)を祈(いの)る事を祝(いは)ふ云(いふ)也
一婚禮(こんれい)の行列の中ゟ悪魔(あくま)(まがつびとそのまがごと)を遣(やら)ひ
清(きよ)めおそろ

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

しげある女の顔(カホ)をまさぐりて
て立ちて事今世上よさやる事也定て古例も出来も
有る事あるべし我家も俗にて京都将軍時代の故実
より一向あき事也依て不用い
一婚礼の時より男君の輿(コシ)をうきも出そうしろを前にて
死人乃輿をうごめくもの事今世上よさやる之婚
礼も人乃大禮もし子孫繁昌の為也死る死人ハ物(カド)も
禮もハ恨(カド)る事を忘むが死人のまねをするハ恥(ハヂ)あやまり之
やうにて恨らむ物なめ廿ま
婚礼ハ人乃大禮もし子孫繁昌の為也死る死人ハ物も
禮もハ恨る事を忘むが死人のまねをするハ恥あやまり之
やうにて恨らむ物なめ廿ま

雑記一

バとて色のうきよめ君ハ必返さるべき也うくるぬい
ら男君乃ハある事也死人のまねをするよりハ嫁れ
乃前よむこ後へのめりひあうとめへの奉行の
ものより歳へて色を正室(ニウ)和(ワ)ら物もせぞ物る
事ハあるべし又むこ後をあいがしうのし嫉妬(シツト)うき氣つ
よく男姑(シウトうとめ)へ不孝あらバ必返さるべし又死人ハ子をうも
奴物也婚禮ハ子をうむ為也死人ハあやうくうぶ
子なうむのあるべうすす延喜(エンキ)年中有川衡(アリカハトウ)アキ
者病よ久延の時めうるをあこをさきよ
うきやハ出いうごめ関乃重ハ貞衡(サダトウ)の養よをしよめ子

三

死去よりて…（ちうさ）…（ちう）…出ゝ…（ちう）…出ゝ…（ちう）…出ゝ

織き者あごく左様の不行儀あるものをそだてよき人
あごくせぬ事也

一人の祝儀の時ハ人の気ようけする事をくそず気ようけ
物をも物をせず美なる色を付るものれ也婚礼の時ハ猿(サル)
毛の馬ハ乗くらす猿皮(サルカハ)のくらハ付へからすと旧記ニ
あるハ吉事と云ものを忌む故也うまの鞍(クラ)ハ乗馬
くずとあるハ産(ウミ)ハ云ものを忌む故也元服なき
りふの矢を物ハせぬハ男の祝ひ切(キル)ものを忌也
小豆(アヅキ)を用ゆるハ黄(キ)ハ腹(ハラ)切の物ゆへ
いむ也ふくさ衣服ハ元祭(ギ)色ハ金の字付く

ゆ事物をいむ事ハ父母おやの死去ハ忌ハ
木を用ひ食物をも火ゆて煮ゆふ
ゆ物をいむ事おうきゆ
りふていむ事をいむハ禅(上)檀の
一日の膳をハよのぜんと云ハ家作(カサク)の材木(サイモク)ハ檜の
ハ数をくふよりハ祝ひの字付く
ハ也死去ハ祝ひの字付く
ゆ敵(レウリ)理ハ用ゆ奥の歯(シ)骸(ガイ)
ゆ敵(レウリ)理ハ用ゆ奥の歯(シ)骸(ガイ)
用ゆ祝ふく奥鳥の死骸をバ用ゆ
おうきゆるものをハいなずいも

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

事をバいふもをれとするも也うやうやしみつゝ程(リクツ)をくゝりて
古法を按(スツ)るに却(カヘツ)て物ごゝろ
一婚禮の結納(ユイイレ)のことバいふに望てその儀也そのゝ
女を妻よりまへ更度ごとのものをそひ入るをいふなり
トゆト五音通ずるがゆゑにゆひいれとも云なり
て結納(ユイイレ)とも書也然るに今ハ結納をゆひあふ世なり
云ハあやまり也ゆいあふと云前方をあきらめ
一いふいはゆる古ハ多のゝ夫也是ハ男(シウト)と多のゝ書
とたのゝ聲ととのゝ夫とたのもの祝儀あるをみ
とゝ多のゝハ聲より男へ祝義物を送り男より聲へ

祝儀物を送ること有方より云ふるゝ(ヨコ)ことのもの儀之也
古法也今ハ聲より男へ送るゞりまて男より聲へ送り
物あり今世の法のめくるよりも也又椀飯(ワンハン)とも書也
一椀飯(ワンハン)と書てふるまんとよむ也又椀飯ともかく也
ハ正月將軍家れ大名出仕して御祝の御膳部を献じ
等る事也東山殿年中行事ニ献(ヲ)椀飯(ヲ)とありてふるま
てせちふるまひとゝも同し公也椀飯ハ鎌倉時代ニ甫
あゞ武役を勤る由京都將軍家ハ等持院殿(尊氏公)の時
より行をれて鹿苑院殿(義滿公)乃時より親式ニ行ふ
望るゝゝ毎年正月元日ハ管領二日ハ土岐三日ハ佐々

椀モ椀モ同字也旧記ニハ多ク椀ノ字用タリ
又埦ノ字ヲ用タルモアリ是ハアヤマリ也埦ハクハンノ音也別ノ字也

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

木佐々木京極（カノ）佐々木六角陽（カノ）年七日八赤松十五日八山名出仕ス式
役ヲ勤ム式御祝儀八寝殿（シンデン）ニテ条々次出ハ以上ニ有ノ如シ
三献ノ事
頂戴セラルヽ御盃頂戴ノ御礼ヲシテ式ノ進物ヲ献セラルヽ人
ラルヽ式ノ引物也ヲ勤ム式ノ御酌ハ殿上人勤ム御手長（テナカ）ヲ勤ム式ノ引物ヲ献ス
役人裏打ノ事（ヒタヽレ）ヲ為シテ
掛ケ廻シ補也庭仁ノ大乱以後ハ椀飯ノ儀祝儀ス
ゆへ以祝式ヲ為ル人ヲ
事道照愚草年中恒例記年中諸大名ノ成記貞陸
自筆記宗五条々関書豊記抄等ノ趣ヲ以会テ記

椀飯（ワウバン）ノ飯ノ字ハ盤（バン）ノ字ヲ
書ヨリ用ル事ニテ
ノミハ限ル事ヨアラス今ノ世ノ祝ヲ料理ヲ
椀飯ヲ設（モウケ）ルトヨメリ也 古書ニ椀飯ト書タルアリ椀ハ非也

椀飯ノ事庭訓往来ヲ外古書椀字ヲ用タルハ誤也
椀ノ字ハ玉篇ニ烏管切（ウクハンノカヘシ）トアリ音ワン也椀ノ字ハ玉篇
ニ後官切（コウクハンノカヘシ）トアリ音クハン也椀ト椀同字ニアラス椀ハ椀
ト同用ノ字也古書ニ椀ヲ不用シテ椀ヲ假リ用ル

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

ハ埦ノ字俗字ニハ一引ヲ加ヘテ埦ノ下ニ死ヲ書
ク本死ノ字ヲ忌テ埦ノ字ヲ作リ用ルナルヘシ字躰
ノ似タル故ニ押テ作リ用ルト云歟ワンハンヲワウハントモ云ハ
判官ヲハウグハントモ云同例也ムヲウトモ云ハムトウ音相
通ヘル故也ウクスツヌフムユルウワンハントモ云歟ノ
事故名目トモ云也万事名目ト云事アリ
一埦飯ハ今世俗ニ椀飯トモ云ヒ同ク埦飯トモ云ヒ武
家ノ式ニ限ラス公家ニモアリ左経記巻一ニ寛仁元年
十一月廿一日乙卯候内ニ新中納言被出殿上埦飯左大将被調
又巻三ニ寛仁四年九月十九日丙寅天晴左京大夫被

三代実録云仁和二年正月二日壬午大政大臣第一之男時平於仁寿殿加元服于時年十六帝自手取冠加其首令主殿助従五位下藤原朝臣末直理髪云々

一儲殿上埦飯云々埦飯ハ食ヲ人ニ与フルマフナリ正月ノ
元服ト云也元服ノ時加冠ノ役理髪ノ役トイフ事アリ
加冠トハ多クハ一ヲ定テ頼ム人也其人ヲ尊ミ敬フ事
也理髪トハ童子ノ髪ヲ先ヲ紙ニテ髪ノ先ヲ切人
ニ理髪ノ人髪ヲ与ヘテ加冠ノ人ニ取テ加冠ノ人ヨリ名字ヲ一字授ケラルヽ事アリ
将軍家ノ御名字ヲ一字授ケラルヽヲ偏諱ト云ヒ
御元服ト云ヒ

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

時位高き家の子息ハ官位を授かる
丸何若ぎ云ふ名をやそて何太郎何次郎
など名をやそ付也是元服の比より
いも高くたくましく成そ
しかやめて常の髪風を用る也元服の前の童子
姉ハ人物の部よりすれ共今
の転也今の世ハ童子前髪を大きにゆひ
みをぬくを常元服よりいふ前髪をおとして月代を
そる是元服ぎ云ふ
一公家京の元服ハことに
う緒ありて車に乗る事元服の書にみえ一叔父迎
有来る眉毛を剃おとして
際より墨を以て丸くあらに眉を付る也是を高眉と云
但廿眉ハ十五六七歳の比まで
やめくもありて成長ハあくぶ也何れも高眉ハ
御免を蒙りてやめくもの也
そくなの眉毛なき也廿眉ハワキアケ小袖の袖に記ス
日吠齒ぬきそうぎそうる也又元服の
元服の法式公家の法を用ふる也京都将軍家の御
高眉を作うる

永久四年百首元服
神祇伯顕仲卿の歌
もゆる
ゆひ
元服ノ時眠蝋ヲ用ル也源兼昌歌也以
上夫木抄一見タリ

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

を付くれば一事公家と同一
一女乃衣服を髪そぎといふ也十六の年より廿祝ありたる
事ハ十五の年よりする也髪そぎといふ切る事なり髪そぎ
也そぐとハ切る事なり髪そぎハ聟取ることなり聟入
前ふさうまでひろ〳〵とする聟殿来りてそぐ也
そぐ程乃短かきをそぐりの第小山(スゲ)海松(ミル)一ふさ山橋(ヤマタチバナ)
小き青(アヲ)め石二梯一具(ミぐし)のよ
帳入をお出し女子ハ碁盤の上よりて居ながれを
うしろへ廻り髪の房より通りて山すげ海雲山橘
目石をゆひ付て(まめ石ハ銀ねり色有ル)梯をゆひ付る度ごとに
まめでたふもちもちもちもちと度ごとにいふ
そこで髪をみそぎをみそぎをみそぎ
て山をすげ山下ゆひ付ける物をもそぎ
うと髪をそぐ引合の紙よりて川へ流す也ねま
ても廿日よりまでの内を作る也ゑぼしの人のそぎ松なども
のつまでゑぼし入童子の元服あり山をすげ山橘を用ゐる
ハ山をすげといふ也冬も雪ふりこもる物ゆへ
それよりあやうく髪のもちもちと
そぐといふ物也山をすげの為也海松ハ水中そ
つやよきハまもちもちする物也海松色まゝ髪乃
まもちもちあやうく為也詩

あるよ緑髪翠簪(ソウハツスイヒン)あるよ作りまる髪の美麗(アラヒリ)あるよ
をかむり細也山橋ハ雪雪ふりもつもれすめてそこ物
也青め石ハまきいき石也雪ふりつもりてその上まを
を髪のごとくあやうく高きもの南の也川も流まも水の
流ハうぎうぎうぎもきお髪のごとく祝ふ也
ちいろもも唱(トナフ)るの髪千髪(センヒロ)ある百髪ある
きそうぎいきそ義あり髪そぐ物の童女の姉人物
の祝よ祝ふ人会へ〳〵
(碁盤の上ヨリ五月ノ節句ノ時ノ祝ヒ)
ねうそぐこと云祝ハ小児ありの年まそうひくる髪の
先ものきそも祝也髪そも祝ふ人ハ髪垂の時

懐胎産屋祝式之次第曰あらそきのの十髪長陰阿

石をえそ左右のよおそのくごえんの上ニあうぐぜんてくそくそのこをぐくさふさけりうくうのきをそそみん石を左右のあまも一つうくさふん

暁川新右衛門殿
親元ガ殿中日く
祝覚正六年十一
月十日ノ条ニ姐
君様一両日中可
有御髪直御祝云〳〵
右東山殿ノ御代
也
髪置ノ事ヨヲ生髪
ヒ云東鑑ニ見エ
タリ。セイハツ
トヨム也

髪垂(ビング)ノ事ヨ人の生まる事く祝ふ第ヨ髪(ビング)髪垂ヨ子道具の入ヨ指第一吉方へ向ヨせヨ
きそはさこそ紙ヨ包(未包ニツム)こぐの上ヨ通(ヨコヘトヲスル)
祝ありそそくこそる髪ハ川へ流ヨ也ヨそ髪の
事祝ふく男女同一
髪垂ヨ祝ハ菅(スガ)系ヨそきぐ
松山ヨそ花の作り枝ヨそのの方祝ヨ包(ヨコヘトヲスル)
ヨ祝第ヨ髪ヨ入れ指出ヨ小児ヨ吉方向ヨ
(ウチヘトタリクハコ)
ぐん髪ヨ入れ髪ヨ方の髪ヨ三うき方ヨ
ぐんこそきそそ神ヨそ祝ヨそ祝ヨ納め退祝祝あり

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』 請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

小児三のつ〜の祝也

一かり元服之事うぶんぶんぶ〜云ハ男子十一歳ゟ十五ゟ
さ〜始るをいふ 祝言之次第 刀ゟハあ〜〜刀あり

一男子誕生事永享八年十一月廿五日義勝公御誕生
次第之内御〜〜御乳人ゟ御守刀 三歳之御時之 御乳
御守刀一振の事ゟ云ハのうのうとをゟ〜書ゟうへ〜ゟ
ゟ白きすりこをぬりて祝ふ〜うをゟ
ふゟり〜鳴弦本東鑑仁治二年六月十七日若君御前ゟ生誕也若君ゟ頼朝ゟ

文明十二年十二月廿一日今日三歳ゟ生有髪置祝着儀目出度

一櫛笄の事立髪ゟゟ〜ゟんすゝふの時ハゟうゟお汁粉ゟ
れ之度ゟうござすゝ 松茶小児ゟ吉るへ 而ゟゟゟ
ゟせ上ハ度ゟうござ入候〜

一帯ゟの祝言之次第 三歳ゟ髪ゟ白ちゃうゟんゟ髪ゟ
毒ゟの ゟ 上下ゟ色ゟゟ云 ゟ 付ゟ 女房故実ゟ〜 ゟ
付ゟ沢ハ白きぬゟ赤きゟ毒ひゟ
毘ゟ結ゟうきてあうきつゟひゟ
ゟ〜て考度ゟ三ゟの時髪ゟ毒ゟ袴ゟゟ
ゟ〜貞久記云袴ゟゟ多分五の時ゟうなきぬ
はうなうきぬ 松竹霧毘ゟ付ゟ又ハ家の
紋ゟゟ付ゟゟ〜

一帯ゟの祝ゟ今ハ帯ゟきの祝ゟ〜ゟ是ハ小児ゟ
方ゟ而ゟせゟ付ゟ帯ゟきの小袖ゟめゟせ帯ゟて

伊勢守貞孝相傳像
々云帯ゟの祝ゟ〜ゟ
何ゟゟ式ゟ献ゟ〜
ゟん又帯ゟゟ〜ゟ
歳ゟ上下ゟ着れ
男ゟ〜ハゟゟ

雑記一

二十九

ゐ依て五歳七歳ゟゟ
一女のきもの長い平人ゟい大名ゟどの仙長女ゟ
あり紅(クレナイ)のはゝ衣を始めさする也紅の袴ハ紅乃
袴也内裏上臈ゟどのめすゟ袴ハ精好(セイコウ)ゟり長ゟ
小児を吉方ゟ向をせよりめ
ゟくて出也ゟゟ小児七のこ
ゟ、女子ゟ袴長ゟく
一女ハ九のこ
おこゟゟき女房ゟいゟゟく
鉄漿(カネ)付ゟめさせよ
男ハ元服ゟ後ゟ初ゟ付

女のきもの装束の部ニ註ス

一男子袴着の事ニ歳ゟ式也ゟゟ人のゟゟ
時も下ゟり也ゟゟ男子計也
一女のきもの長ゟく指ゟ小児を吉方ゟ向をせよりめさする也
ゟゟめさする也ハゟゟ衣計ゟさするハおさのき人
ゟる故上をハ累ゟる也ゟゟ小児七のこ
おごの子長ゟくゟゟ袴ゟゟ
時も下ゟり也ゟゟ男子計也
一男子袴着の事ニ歳ゟ式也ゟゟ人のゟゟ

大草殿ゟ伝ゟ書ゟ
帯直の祝トアリ

一ゟゟきの時ゟ同
一ハゟゟ服の時ゟゟ初ゟく
貞丈記ゟゟきの
ゟゟゟ五の時ゟ
ゟゟきせゟゟゟゟ
ゟゟきぬ小袖
竹葉色を付トハ
リ又ハ家の紋ゟ
付ゟゟ

永正記ゟゟ保二年八月十六日今日東宮
御着袴時三歳
玉葉ゟゟ久二年十一月五日此日皇太子
御着袴二歳

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』　請求記号 210.09-I521t

ガラス使用

也男ヨハ祝ヲ為ス一家ノ佳例ニ於テモ亦
（男ノ子ヲ生ムヲヨハ人物乃部ニ云ヒ）

貞丈雑記巻之一　上

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』 請求記号 210.09-I521t
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『貞丈雑記』 請求記号 210.09-I521t

ガラス使用